

お知らせ

警視庁交通部

道路交通法が一部改正されました。

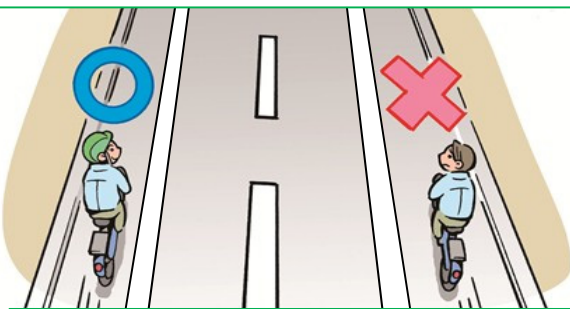
(一部を除き平成25年12月1日から施行されます。)

主な改正点

自転車利用者対策

○路側帯の通行(12月1日施行)

自転車など「軽車両」が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られます。



○自転車の検査等(12月1日施行)

警察官は、法令に定める基準に適合する制動装置(ブレーキ)を備えていないため、危険を生じさせるおそれがある自転車について、その自転車を

- ・停止させること
- ・検査をすること
- ・「応急の措置」や「運転継続を禁じる旨」を命じることが

できます。

※検査や命令に違反した場合の罰則
「5万円以下の罰金」

○交通の危険を防止するための講習

公安委員会は、交通の危険を生じさせるおそれのある交通違反を繰り返し行う者に対して、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を命じることができます。

(平成27年6月までに施行) ※受講命令に従わなかった場合の罰則「5万円以下の罰金」

一定の病気等に係る運転者対策

○免許を受けようとする者等に対する質問等

・公安委員会は、「免許を受けようとする者」又は「更新を受けようとする者」に対して、一定の病気等に該当するか否かを判断するため、質問票を交付することができます。

・質問票の交付を受けた者は、必要な事項を記載して当該質問票を提出しなければなりません。

・公安委員会は、免許を受けた者について一定の病気等に該当するか否かを調査するため、必要な報告を求めることができます。

(平成26年6月までに施行)

※虚偽の記載をして提出した場合等の罰則
「1年以内の懲役又は30万円以下の罰金」

悪質・危険運転者対策

○無免許運転等に対する罰則の引き上げ

(12月1日施行)

「無免許を行った者」又は「偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者」等に対する罰則が引き上げられます。

【改正前】
1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

【改正後】
3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

○無免許運転幫助行為に対する罰則規定の整備(12月1日施行)

・無免許運転を行うおそれがある者に自動車等を提供する行為

→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・要求等をして無免許運転の自動車等に同乗する行為

→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金